平成２７年（フ）第３５４号
滋賀県栗東市岡193番地１（301号）
債務者　西村　晃一
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６２号
滋賀県草津市南笠東２丁目８番28―301号
林ポンプクリート社宅
債務者　永井　公美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７４号
大津市大石東１丁目９番39号
債務者　玉木　芳博
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２５号
鳥取県八頭郡八頭町郡家592番地24　アルブルボア103号、旧住所鳥取県鳥取市佐治町尾際532番地
債務者　光浪　宏和
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１号
鳥取県鳥取市青谷町吉川68番地
債務者　廣澤　大輔
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目142番地３　グループホーム　ヒルサイドハウス、旧住所鳥取県鳥取市湯所町１丁目131番地　グループホーム・サマーハウス
債務者　石井　賢一
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４１号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2166番地６、旧住所鳥取県鳥取市秋里396番地　ウェアーハウスＣ―101号
債務者　鈴木　真也
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―602号、前住所鳥取県米子市皆生新田３丁目11番10号２－Ｂ号
債務者　三浦　一之
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１４１号
鳥取県米子市河崎281番地15
債務者　山口　純一
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８３９号
広島市西区南観音２丁目８番27―801号
債務者　道原　浩美
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４号
高知県高岡郡津野町白石甲1205番地の１
債務者　西森　　巧
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第２２０号
福岡県小郡市三沢3963番地１　コンフォールメゾン405号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目38番13号　カムアイズ宮ノ陣102号
債務者　尾花　雅彦（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２３２号
福岡県久留米市梅満町５番地５　第１中原ハイツ301号、前住所福岡県久留米市本山１丁目９番６―202号
債務者　古賀　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３８７号
大分市三ヶ田町３組の３　ステラ・コルテ308号室、住民票上の住所大分県由布市湯布院町川上2402番地７　コーポくら５号
債務者　熊谷　武則
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目１番８号（第３住友ハイツ205号）
債務者　渡邉　雅広
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
鹿児島県西之表市国上1176番地22
債務者　眞方　幸弘
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２１号
鹿児島県西之表市国上1176番地22
債務者　眞方るみ子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係